

(概要版) 青森市豪雪災害白書(案)

～ 豪雪災害に係る対応の検証と今後の方向性 (令和7年度) ～

1/3

はじめに

令和7年度は、令和6年度に続いての大雪となり、最深積雪について1月末には戦後最大、2月1日には観測史上4位となるなど記録的な豪雪に見舞われ、除排雪作業の大幅な遅れや市内各所において渋滞が発生したほか、除排雪作業中の人的被害や積雪等による建物被害、りんご樹の枝折れやパイプハウスの倒壊等による農業被害が多く確認されるなど、市民生活に大きな影響が及んだ。

また、本市を含む県内27市町村に災害救助法が適用されたことに加え、本市においては平成17年3月以来となる自衛隊による屋根雪下ろしが行われた。

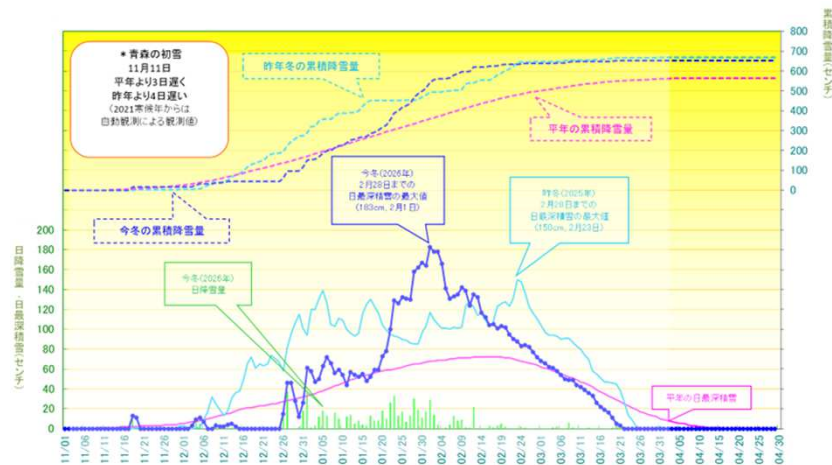
本市では、これまでも持続可能な雪対策を進めてきたところであるが、2年連続しての豪雪災害の経験を踏まえ、これまで取り組んできた雪対策等について改めて検証した上で、人口減少や少子高齢化をはじめとした大きく変化する社会情勢において、今後も発生する可能性のある豪雪に対して、限られた資源を活用し、対応することができるよう、今後の雪対策に係る方向性を検討してきたところである。

本白書は、2ヶ年の雪対策に係る活動内容等の検討結果を踏まえ、今後の各雪対策の方向性について、改めて取りまとめたものである。

1 大雪の状況

(1) 令和7年度の冬期間の天候(青森地方気象台)

- 令和8年1月は津軽を中心に雪や曇りの日が多く、降雪量は平年よりも多く、酸ヶ湯では、1月としては観測史上1位を更新した。特に後半は、強い冬型の気圧配置が継続し、青森市で7日連続真冬日になるなど冷え込んだため積雪が多くなった。
- 2月上旬は1月同様冬型の気圧配置となる日が多かったため、曇りや雪の日が多く、津軽を中心に平年より最深積雪が大きくなった。



◆ 青森県で記録的な大雪となった要因(青森地方気象台)

日本付近には持続的に強い寒気が南下し、強い冬型の気圧配置となった。また、日本海海面水温が平年より高く、水蒸気の補給が多くなった。



発達した雪雲が青森県に流れ込んだため、大雪となった。

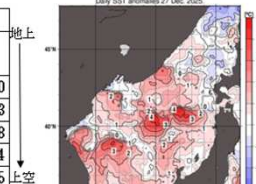
上空の寒気が強い

日本海海面水温が平年より高い

2025年12月27日21時の指定気圧面の気温(秋田)

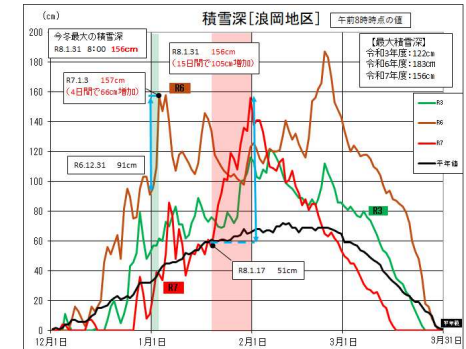
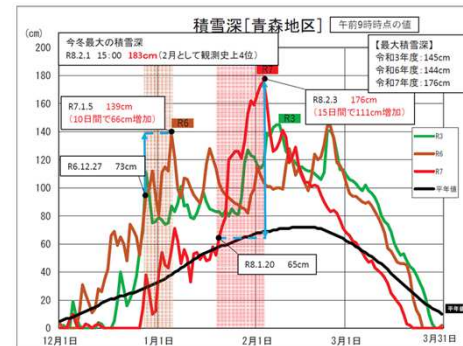
海面水温平年差

指定気圧面 hPa	気温(℃)	
	2025年12月 27日21時	平年差
1000	0.1	-1.0
925	-5.4	-2.3
850	-9.7	-1.8
700	-19.9	-3.4
500	-36.3	-5.5



平年より1℃～4℃高い

(2) 青森地区及び浪岡地区の積雪深の推移



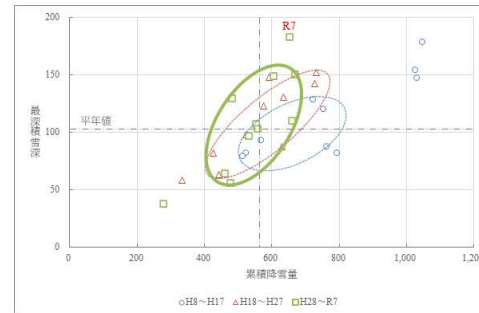
【青森地区】

- 令和8年1月20日から2月3日までの15日間に観測された降雪量は、1991年から2020年までの同期間における平年値の約3倍となる261cmを記録した。
- 2月1日には、積雪深が平年値の約3倍になるとともに、観測史上4位となる183cmを記録した。
- 1月としては戦後最大となる167センチメートルの積雪深を記録した。

【浪岡地区】

- 令和8年1月17日から31日までの15日間で200cmの降雪となり、積雪深が156cmとなった。
- 1月31日時点の積雪深156cmは、記録的な豪雪であった令和6年度に次ぐ積雪深となった。

(3) 累積降雪量と最深積雪深の関係



平成28年度から令和7年度までの最深積雪深が、過去20年と比較して高い傾向にあるものの、累積降雪量に大きな変化が見られない。
→比較的短期間に集中して大量の降雪が生じる傾向に変化。

(4) 時間帯ごとの降雪量の年度間比較



令和8年1月は、除排雪作業が行われる夜間から明け方にかけて、加えて、通勤時間帯から昼頃にかけて、過去20年平均の3倍程度の降雪量となった。
→除排雪作業中や作業終了後も断続的な降雪に見舞われた。

2 豪雪による市民生活への影響

(1) 主な被害状況

① 人的被害

過去3年間では、直近で豪雪災害対策本部が設置された令和6年度を上回る年度となった。

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度 (豪災本部設置)	令和7年度 (豪災本部設置)
人的被害	死亡	3名	1名	4名	3名
	行方不明	0名	1名	0名	0名
	重傷	24名	2名	12名	21名
	軽傷	5名	8名	39名	48名
	計	32名	12名	55名	72名

② 建物被害

過去3年間では、直近で豪雪災害対策本部が設置された令和6年度を上回る年度となった。

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度 (豪災本部設置)	令和7年度 (豪災本部設置)
建物被害	住家	18件	1件	36件	65件
	非住家	9件	0件	79件	39件
	公共施設	9件	1件	109件	172件
	計	36件	2件	224件	276件

③ 産業被害

【農業・畜産業】

◆りんご枝折れ

年度	栽培面積	被害程度面積					減収量	被害金額
		計	5～ 29%	30～ 49%	50～ 69%	70%以上		
R6	1,887ha	763ha	396ha	191ha	163ha	13ha	1,588 t	19.5 億円
R7	1,696ha	481ha	322ha	137ha	22 ha	0 ha	506t	8.6 億円

◆パイプハウス被害

年度	計	被害棟数(棟)				被害金額
		全壊	大破	中破	小破	
R6	148	97	30	6	15	109,187 千円
R7	107	74	23	1	9	70,928 千円

(2) バス交通への影響

1月下旬から断続的な降雪により、道路幅が狭く、車両のすれ違いが困難な状況となるなど、バスの運行に影響を及ぼす事案が多く発生した。→運行の安全が確保できない道路環境となっているバス路線については、状況に応じて運休や迂回運行を実施した。



(3) 小中学校への影響

1月末からの記録的積雪の影響により臨時休校・出校時間繰り下げの措置を講じた。

(4) ごみ収集への影響

道路状況の悪化が顕著となった1月以降、収集に時間を要し、青森市清掃工場等への搬入に遅延が生じた。収集が困難な地域においては、地元町会等の理解を得た上で収集日の後ろ倒し対応を行った。

(5) 市民からの雪に関する相談

「雪に関する市民相談窓口」における令和7年度の相談件数は、青森地区23,488件、浪岡地区826件の計24,314件となり、大雪であった令和6年度18,972件の約1.3倍となった。

(単位: 件)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (豪災本部設置)	令和7年度 (豪災本部設置)
青森地区	7, 777	1, 972	17, 797	23, 488
浪岡地区	864	176	1, 175	826
合 計	8, 641	2, 148	18, 972	24, 314

(6) 災害救助法の適用

県は、令和8年1月21日からの記録的な大雪により、令和8年1月29日付けで本市を含む県内14市町村に災害救助法を適用した。これに伴い、市では県から事務委任を受け、自らの資力及び労力によって除雪を行うことができない世帯を対象に、県からの応援を受けながら屋根雪除雪等を実施した。

◆救助実施実績

年度	受付件数	救助実施件数			
		計	事業者	職員	自衛隊
R6	367	72	55	17	0
R7	1,206	428	337	75	16



3 課題・問題点を踏まえた今後の方向性 (主な項目を抜粋)

検証項目1 除排雪実施体制

○雪害対応体制(旧豪雪対策本部)及び豪雪災害対策本部の設置基準

→青森地方気象台が発表する青森の積雪深に加え、市内複数地点における積雪状況を踏まえること、また、市内において豪雪による災害が発生、又は発生するおそれがある場合、降雪量(フロー)と積雪量(ストック)を勘案し、市長の判断で柔軟に災害対策本部を設置できることとするなど、対策本部の設置基準を見直し(短期)

○市民等への情報提供の強化

→雪対策の実施状況について、豪雪対策本部及び豪雪災害対策本部設置前から、庁内検討会議の内容を含め、市ホームページやSNS等を活用し、これまで以上に積極的な情報提供を行う(短期)

新 → 気象予報等を活用し、不要不急の外出を抑制する等、市民を対象とした行動変容の呼びかけを実施(短期)

○雪に関する市民相談窓口の応答率の向上

→民間のノウハウを活用した市民サービスの向上を図るため、民間コールセンターを活用した相談窓口の外部委託により、相談窓口従事職員の精神的負担軽減及び別業務へマンパワーを再配分できる体制を構築(短期)

新 → 市民サービスの向上を図るため、安定した応答率となるための検討を実施(短期)

検証項目2 除排雪作業

○迅速性を重視した除排雪方法への見直し

新 → 道路交通の確保を最優先とし、除雪のみの指令も含め、除雪作業の回数を増やす作業方法への見直し(短期)

○運用に見合った契約方法への見直し

新 → 従来のシーズン契約から、原則、作業量に応じた契約方法への見直し(短期)

○パトロール体制等の見直し

→各パトロール班の役割及び編成について見直しを検討(短期)
→パトロール職員の能力の底上げを図るための研修を実施(短期)

○分かりやすい除排雪業務評価制度の構築

新 → 市民に分かりやすく客観性のある評価制度、及び迅速性を重視した評価制度の構築(短期)

○適時的確な歩道除雪の実施及び除排雪体制の維持

→冬休み終了時期に合わせた通学路確保作業の実施など、歩行需要に合わせた歩道除雪の実施促進(短期)
→地域共助体制(組織)の確保・育成の強化・継続(短期)

○GPS等のICT技術の導入による進捗管理と情報提供の充実

新 → 除排雪重機にGPSを搭載し、作業管理と作業の見える化による情報発信の実施の検討(短期)
新 → 地区パトロールの増員とそれらにカメラを搭載し作業状況・仕上がり状況の記録の検討(短期)

○効果的・効率的な除排雪体制の構築

→青森市除排雪業務総合管理システムを効果的に活用した除排雪体制の構築(短期)

○新たな雪寄せ場・雪捨て場の確保

→市内西北部における雪捨ての必要量の把握(短期)
→油川埠頭雪捨て場代替地の新たな確保(短期)
→雪捨て場不足に対する除排雪作業の実施体制を含め見直し検討(短期)

新 → 新たな候補地、遊休地や国有地、小中学校校庭等を活用(短期)

○災害時応援協定に基づく広域応援等による除排雪体制の強化

→県内市町村等と豪雪時の除排雪応援体制の構築に向けたスキームの検討・確立(短期)

3 課題・問題点を踏まえた今後の方向性 (主な項目を抜粋)

検証項目3 パートナースhipによる除排雪・雪処理支援制度等

○地域コミュニティ除排雪制度の見直し

- 出勤指令や除排雪作業の実施方法と関連させた地域コミュニティ除排雪制度の果たすべき役割を検討(短期)
- まちづくり協議会やコミュニティ団体等も交えた調整会議の実施(短期)
- 地域コミュニティ除排雪制度の役割と必要性について新たな枠組みの検討(中長期)

○条例に基づく落雪対策の周知・指導

- 落雪対策の必要性や重要性の更なる市民周知に努めるとともに、建築確認申請等に係る落雪対策指導時は、市民に理解が得られるよう、引き続き丁寧な指導を実施(短期)

○除排雪作業中の事故防止に向けた啓発の強化

- 除排雪作業中の事故に係る事例の収集・分析(短期)
- 事故となった具体的事例集の作成及び公表による市民の意識啓発(中長期)

○雪下ろし等事業者情報の周知強化

- 市ホームページに加え、新たな情報提供手段による周知を検討(短期)

○浪岡地区における除雪協力員の確保

- 除雪協力員の確保に向けた関係機関との協議・検討(短期)
- 当面は除雪協力員の確保に注力し、将来的には青森地区と同様、住民ボランティアによる間口除雪の可能性について検討(中長期)

○緊急屋根雪下ろしの実施

- 豪雪時に緊急的に屋根雪下ろしを実施するための体制の検討(短期)

○安全対策の強化及び危険作業の取りやめ

新 → 職員実施の作業手順において屋根雪や急な暖気などの現場での状況確認の徹底(短期)

○冬期間における通学路の安全確保の体制強化

- 前年度実績を基に、教育委員会と道路管理者とで現場写真等を用いて情報共有及び協議を行い、速やかな除排雪作業につなげる(短期)
- 豪雪時には、気象状況や積雪状況に応じて、臨時休校等の措置を行うなど、児童・生徒の安全確保を最優先に、柔軟な対応を図る(短期)
- 通学路安全推進会議(交通安全対策部会)において、これまでの「除雪計画箇所」と「除雪要望緊急連絡票」の一連の取組について、引き続き協議する(短期)

新 → 「冬の通学路安全マップ」(「除雪計画箇所」と冬期間における通学路の危険箇所をまとめたマップ)と「冬の校地内の安全マップ」(「校地内の危険箇所、校舎内の危険箇所をそれぞれまとめたマップ」を作成し、学校担当者対象の研修会の開催、コミュニティ・スクール(CS)及びPTAにおける協議、保護者への周知、児童生徒への安全指導を通して、冬期間における安全確保を強化(短期)

○住民等との連携による雪処理及び情報発信の強化

- 住民等と連携した雪処理の継続的な実施及び地域共助体制の維持に向けた雪処理に関する情報発信の強化(短期)

検証項目4 その他雪対策

○市民雪捨て場の確保

- 市民雪捨て場の利用実態(利用者の居住地・運搬車両・運搬回数等)の把握(短期)
- 市民雪捨て場の要件(水質・騒音・ごみ等の対策、アクセス性等)の整理と候補地の抽出・確保(中長期)

○新たな雪寄せ場の確保

- 放置空き家対策事業への申請者に跡地利用として市民雪寄せ場のチラシを送付(短期)

○流・融雪溝の着実な整備

- 現在整備中の3地区の早期完了及び一部供用開始に向け、事業費確保に向けた国・県等への要望活動の継続(短期)
- 供用を開始している組合への相談対応(短期)
- 今後の整備地区の選定のため、再度整備条件を検証(水源となる川の流量調査、地元の意向調査等)(短期)

○除排雪DX化の検討

- 国・県、他都市取組の調査等(短期)
- 現状の業務実施体制においてDXの活用により改善や効率化が図られる分野(項目)の検討・把握(短期)

○GPS等のICT技術の導入による進捗管理と情報提供の充実(再掲)

新 → 除排雪重機にGPSを搭載し、作業管理と作業の見える化による情報発信の実施の検討(短期)

新 → 地区パトロールの増員とそれらにカメラを搭載し作業状況・仕上がり状況の記録の検討(短期)

○豪雪に備えた農業者(農家)への支援体制の検討と構築

- 令和6年度の豪雪等を踏まえた農道除雪体制の強化(短期)
- デジタル技術等を活用した降積雪時の対策の検討(中長期)

○冬期間の渋滞対策に係る取組の周知及び実施の呼びかけ

- 青森県渋滞対策推進協議会において、冬期間の渋滞緩和対策として、市中心部への車利用を減らすことを目的とした時差出勤やテレワーク等の実施、公共交通の利用促進について、市民・事業者へ継続して認知度の向上を図り協力を得る(短期)

○市有施設における状況把握の徹底と適切な除排雪の実施

- 指定管理者等と連携し、所管施設の積雪状況等の把握を徹底するとともに、適時的確な除排雪作業の実施に努める(短期)

○管理不全空き家等の認定検討及び認定後の指導実施

- 特定空き家等となるおそれがある空き家等への管理不全空き家の認定・助言指導(短期)
- 管理不全空き家への認定後の助言指導・勧告(中長期)

あとがき

本市では、平成17年に「青森市市民とともに進める雪処理に関する条例」を制定し、市民総ぐるみで効率のかつ秩序ある雪処理を行うため、市、市民及び事業者の果たすべき責務を明らかにし、もって互いの協力により雪を克服し、住みよい雪国都市の構築を図ることとし、これまでも持続可能な雪対策を進めてきた。

しかしながら、近年は、少子高齢化や人口減少により、地域の担い手が不足するなど、地域コミュニティや共助による災害対応力の弱体化が懸念されるほか、気候変動による降雪状況の変化等、これまでの知識や経験では補いきれない課題が発生し、市民生活への影響が表面化してきている。

このような中、限られた資源を活用し、豪雪に対応するためには、市民、事業者、市がそれぞれの役割を自覚し、これまで以上に緊密に連携・協力することが最も重要である。

このことから、市は、国や県と連携し本条例に則り除排雪や都市基盤の整備等を推進するとともに、市民・事業者の皆様との情報共有を更に進めることで協働を育んでまいる。また、市民の皆様におかれては、自主的な雪処理に努めるとともに、雪処理に関し互いに協力し、助け合うこと、また、事業者の皆様におかれては、事業活動を行うことに伴う社会的責任を自覚し、市民と協力し、助け合いによる雪処理を進めていただきたい。

そして、市民、事業者、市が協力することで、雪に強い青森市を構築してまいる。